

津山市地域包括支援センター事業評価結果（概要）

1 事業評価の背景

介護保険法の改正により、平成 30 年度から、市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。

評価の実施については、国から示された全国統一の指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となった。

このことを受け、当市においても事業評価を実施し、評価を踏まえた事業の質の向上を徹底するものとする。

2 評価の方法・評価基準

国が示した評価指標（「市町村指標」及び「地域包括支援センター指標」）に基づき、市及びセンターがそれぞれ事業の取組状況を評価する。

評価の結果は、運営協議会にて報告を行うものとする。

3 評価項目

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ①組織・運営体制等 | ②総合相談支援業務 |
| ③権利擁護業務 | ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 |
| ⑤地域ケア会議 | ⑥介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 |
| ⑦事業間連携（社会保障充実分事業） | |

4 評価指標及び達成状況

4～7 ページのとおり

6 本市の評価結果

- ・「組織運営体制」は、市町村指標、地域包括支援センター指標ともに相談者のプライバシーが確保される環境を整えたこと等から評価が改善されているが、市町村指標の3職種の配置数が依然として基準を達成できていない状況である。
- ・「総合相談支援」は、市町村指標、地域包括支援センター指標ともに相談事例の終結条件を定めたこと等から評価が改善されている。
- ・市町村指標は、7項目中6項目で全国平均を上回り、地域包括支援センター指標は、7項目中5項目で全国平均を上回っており、おおむね良好な取組状況であると評価できる。

7 市・センターともに取組が進んでいない業務（指標）の現状及び改善方針等

指 標	現状と改善方針等
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか	センター職員個人での記録には残しているが、集計まではできていない。
④介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	
利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、活用しているか	介護予防手帳の必要性も含め、今後検討する。